

令和3年4月21日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和3年4月21日（水曜日）午前9時57分～午前10時13分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和2年度包括外部監査結果への対応について

(2) 専決処分について（青森市市税条例の一部改正について）

○出席委員

委員長	大矢保	委員	藤田誠
副委員長	山崎翔一	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	渋谷勲
委員	秋村光男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	館山新	監査委員事務局長	太田綾子
総務部理事	成田智	総務部次長	佐藤秀彦
企画部長	織田知裕	税務部次長	工藤哲也
企画部理事	佐々木淳	浪岡振興部次長	小笠原聡
税務部長	川村敬貴	総務課長	竹内巧
浪岡振興部長	三浦大延	納税支援課長	松本和久
会計管理者	柿崎哲男	関係課長等	
選挙管理委員会事務局長	山谷直大		

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	相馬政人	議事調査課主事	高木涉
議事調査課主査	木村結衣	議事調査課主査	岩間憲仁

○大矢保委員長 それでは、ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

欠席は、一身上の都合により、自由民主党の丸野達夫委員が欠席となっております。

本日の案件に先立ち、理事者の皆様に私から申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き必要最小限の人数にとどめるよう御配慮お願い申し上げます。

まず、本日の案件に入る前に、今年度最初の常任委員協議会ですので、理事者側から部長級の職員の紹介をお願いしたいと思います。

初めに、総務部長。

○館山新総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）総務部長の館山新でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、青森地域広域事務組合消防本部、会計機関、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の部長級職員を御紹介いたします。

まず、総務部理事消防長の成田智です。

○成田智総務部理事 成田です。今後ともよろしく願いいたします。

○館山新総務部長 会計管理者の柿崎哲男です。

○柿崎哲男会計管理者 柿崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○館山新総務部長 選挙管理委員会事務局長の山谷直大です。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 山谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○館山新総務部長 監査委員事務局長の太田綾子です。

○太田綾子監査委員事務局長 太田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○館山新総務部長 以上で私からの紹介を終わります。

○大矢保委員長 次に、企画部長。

○織田知裕企画部長 企画部長の織田知裕でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、企画部、青森地域広域事務組合の職員を御紹介させていただきます。

企画部理事青森地域広域事務組合事務局長の佐々木淳です。

○佐々木淳企画部理事 佐々木です。よろしく願いいたします。

○織田知裕企画部長 以上でございます。よろしく願いいたします。

○大矢保委員長 次に、税務部長。

○川村敬貴税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）税務部長を拝命いたしました川村敬貴でございます。

税務部は以上でございます。

○大矢保委員長 次に、浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）浪岡振興部長の三浦でございます。引き続きよろしく願いいたします。

〔丸野達夫委員入室〕

○大矢保委員長 はい、ありがとうございました。

先ほど、自由民主党の丸野達夫委員が欠席と言いましたが、遅刻してまいりましたので、皆さんに御報告させていただきます。

最後に、議会事務局職員を私から紹介します。

議会事務局長の相馬政人です。

○相馬政人議会事務局長 相馬でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大矢保委員長 以上で紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「令和2年度包括外部監査結果への対応について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和2年度包括外部監査結果への対応について御報告申し上げます。

本市は、中核市移行に伴い、地方自治法第252条の36の規定に基づく包括外部監査の対象団体となり、同法第252条の37の規定により、平成18年度から毎会計年度において、財務管理、事業の経営管理等の識見を有する者として契約を締結した包括外部監査人により監査が実施され、報告を受けているところであります。

令和2年度包括外部監査の結果につきましては、去る3月23日に包括外部監査人から市長、議会、監査委員へ報告書が提出され、4月12日には議員の皆様へもデータを提供させていただいたところでありますが、改めて、その概要と対応について、お手元の資料に基づき御説明いたします。

配付資料の1ページを御覧ください。

令和2年度は、「高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について」をテーマとして、令和2年5月30日から令和3年3月23日まで監査が実施され、「5 監査の結果」のとおり、3つの区分について、措置することが必要であると判断された指摘事項が27項目、合理化のために改善を要望するという趣旨の意見が39項目ありました。

なお、今回、本常任委員協議会に関連して、税務部の国保医療年金課が所管する事業について、指摘事項が0件、意見が1件、浪岡振興部の健康福祉課が所管する事業については、指摘事項が3件、意見が2件ありました。

この結果について、市民の皆様に対しましては、報告書を市ホームページへ掲載いたしましたほか、本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎等でも御覧いただけるようにしております。

資料の2ページを御覧ください。

対応スケジュールですが、指摘事項及び意見のあった事務の所管部局において検証作業等を行い、是正・改善等の措置を講じた上で、それらを取りまとめまして、改めて8月の本常任委員協議会で御報告するとともに、市民の皆様へ公表してまいりたいと存じます。

なお、この結果につきましては、本日、監査の対象となった事務を所管する各常任委員協議会においても報告いたしております。

また、検証作業に当たりましては、全部局において、今回、指摘事項及び意見の対象となった項目と類似する事案がないかの確認、検証作業等を行っていくこととしております。

報告は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分について（青森市市税条例の一部改正について）」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 税務部が所管する青森市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和3年度税制改正大綱を踏まえ、去る令和3年3月26日に地方税法等の一部を改正する法律案が成立し、同年3月31日に公布されましたことから、令和3年4月1日から施行される部分のうち、緊急を要するものについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に専決処分により青森市市税条例の一部を改正する条例を制定したものであります。

このたびの専決処分による改正項目は2つありまして、1つは、土地に係る固定資産税の負担調整措置であります。

この措置は、市町村・土地の間での評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途とし、税負担の不均衡を緩やかに是正するための措置として平成9年度の評価替え以降に導入された制度であり、適用期限が令和2年度までとされていたものを、現行制度の仕組みのまま、引き続き令和5年度まで3年間延長するものであります。

また、これに加えまして、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮するという観点から、令和3年度に限り、地価上昇により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

2つ目の改正項目は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長であります。

平成28年度税制改正において、県税である自動車取得税が廃止されたことに伴い、失われる税収を一定程度確保しつつ、環境性能に優れた車の普及を促進させる

ため、軽自動車税に環境性能割が導入され、令和元年10月1日以後に取得された軽自動車について税率1%を軽減してきたところであります。

この軽減措置は、令和2年10月1日以後は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の税制上の措置として、令和3年3月31日までに軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減してきたところであります。このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症の状況や経済活動等を踏まえ、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものです。

条例のこれらの関係規定につきましては、資料2の新旧対照表に記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御意見、御質疑等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 確認ですが、コロナ対策で固定資産税の据え置きという御報告でしたけれども、猶予などの仕組みは今、取られているのでしょうか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 固定資産税の猶予という制度が現在取られておりまして、それと、事業者の収入等が著しく減った場合は、今年の2月までに申告していただいたものについて、その状況を勘案して今年度——令和3年度の税額を軽減するという措置があります。それは昨年度の税制改正で対応していたものでありまして、このたびの措置は、3年に1回、地価等の評価替えを行うものでして、これは、地価が上昇したり下落したりしたものを3年に1回見直しして課税の額を決めていくというものでありますけれども、その中で、昨年度に比べて今年度——以前に比べて令和2年度まで地価が上昇した分については、令和3年度の課税を据え置くという特別な措置を、1年に限り行うというものであります。

以上でございます。

○大矢保委員長 次に、木下委員。

○木下靖委員 ちょっと基本的なところをお伺いしたいんですが、ここに負担調整措置という言葉がありまして、市町村・土地間での評価額のばらつきを均衡化するため云々と書かれてあるんですが、普通に考えると、市町村であるとか土地間での評価額のばらつきというのは当然あるものだという気がするんですけども、それを均衡化するというのはどういう意味なのか、ちょっと教えてもらえますか。

○大矢保委員長 はい、税務部長。

○川村敬貴税務部長 これは、以前——大分昔ですけども、バブルによって、土地の価格が1年間で急激に上昇するというような状況があった時代があります。そのときに、3年に1回見直しをしますと、3年前の価格と3年後の価格が著しい開きがあったことが全国的にありましたので、これでは税負担をする方々に非常に大きな負担を一時的に負わせてしまうということで、それを契機に国の方で、見直し

た価格と、その上昇した分の5%を限度として、税額の基準となる課税標準額を上げるのはその5%を限度とするという調整を行った経緯があります。1回上がった土地でも、3年に1回ずつ5%を限度として少しずつ実勢価格に近づけていくことで負担の割合を低減させて、逡増させて少しずつ増やしていった実勢価格の7割に近づけるという措置でありました。

ですので、市町村でというのは、大都市と青森市では大きな違いがありまして、大都市では地価が急激に上昇したりしておりますけれども、実際のところ青森市では、上昇しているところは先般新聞で報道されたとおり、大野地区ですとか、浜田地区ですとか、それから新町2丁目の成田本店の辺りですとか、そういう新たに住宅が配置されたり昔からの中心街としてというところが若干上昇はしておりますけれども、青森市の場合は下落しているもので、そういう大都市と比べて大きな影響はないものと思っております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければこれにて終了いたします。

この際、理事者から報告事項等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 委員から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)